

1001 総額 20 万円以下の貨物の簡易税率（一般輸入貨物、国際郵便物）

課税価格の合計額が 20 万円以下の一般輸入貨物及び国際郵便物については、一般の関税率とは別に定められた簡易税率の適用を受けることになります。一般の関税率を適用する場合、数千もの品目分類の中から税率を適用することになりますが、この簡易税率を適用する場合、その品目分類を大別した6区分及びアルコール飲料の区分において税率を確定します。ただし、この簡易税率の規定は、携帯品及び別送品、関税が無税または免税になるもの、我が国の産業への影響を考慮し簡易税率を適用することが適当でないとされている物品には適用されません。

また、この簡易税率を適用することについて輸入者が、これら輸入貨物の全部について一般の関税率の適用を希望した場合には、一般の関税率を適用します。なお、この簡易税率には、内国消費税及び地方消費税は含まれておりません。貨物を輸入する際には、このほかに内国消費税等がかかります。

（関税定率法第3条の3、同法施行令第1条の3）

少額輸入貨物に対する簡易税率表（関税定率法第3条の3関係）

| 番号 | 品目〔具体的な品目例〕  | 関税率                        |
|----|--|----------------------------|
| 1  | アルコール飲料<br>(1)ワイン<br>(2)しょうちゅう等の蒸留酒<br>(3)ワインクーラー、清酒、りんご酒等   | 70 円/ℓ<br>20 円/ℓ<br>30 円/ℓ |
| 2  | (1)トマトケチャップその他のトマトソース及びアイスクリームその他の氷菓<br>(2)なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキン）及び毛皮製衣類、衣類附属品その他の毛皮製品   | 20%                        |
| 3  | (1) コーヒー及び茶（紅茶を除く。）<br>(2) ゼラチン及びにかわ<br>(3) なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキンを除く）  | 15%                        |
| 4  | (1)動物(生きているものに限る。)肉及び食用のくず肉<br>魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物<br>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品<br>(2)食用の野菜、根及び塊茎<br>(3)食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮<br>(4)しょうが（一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）<br>(5)食用の海草その他の藻類 | 10%                        |

| 番号 | 品目〔具体的な品目例〕   | 関税率 |
|----|---|-----|
| 4  | (6)肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品<br>糖類及び砂糖菓子<br>ココア及びその調製品<br>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品<br>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品<br>(7)各種の調製食料品<br>(8)くえん酸等<br>(9)竹製のくし<br>(10)わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物<br>(11)絹織物<br>(12)その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物<br>(13)メリヤス編物及びクロセ編物<br>(14)衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)  | 10% |
| 5  | (1)生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉<br>(2)鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう<br>(3)無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物<br>(4)有機化学品(くえん酸等を除く。)<br>(5)なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ<br>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類<br>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品<br>(6)各種の化学工業生産品<br>(7)プラスチック及びその製品<br>(8)毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品<br>(9)染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品<br>(10)傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品<br>調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品<br>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品<br>(11)ガラス及びその製品(ガラス製のビーズ等を除く。)<br>(12)銅及びその製品<br>ニッケル及びその製品<br>アルミニウム及びその製品 | 3%  |

| 番号 | 品目〔具体的な品目例〕  | 関税率 |
|----|--|-----|
| 5  | (13)鉛及びその製品<br>(14)亜鉛及びその製品<br>(15)卑金属及びサーメット並びにこれらの製品<br>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びに<br>これらの部分品<br>各種の卑金属製品<br>(16)家具、寝具、マットレス等<br>(17)がん具、遊戯用具及び運道具並びにこれらの部分品及び附<br>属品 | 3%  |
| 6  | (1)動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)<br>(2)塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント<br>(3)医療用ジェル<br>(4)ゴム及びその製品<br>(5)紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品<br>(6)陶磁製品<br>(7)鉄鋼<br>(8)鉄鋼製品<br>(9)すず及びその製品          | 無税  |
| 7  | 前各号に掲げる物品以外の物品   | 5%  |

ただし、次のものについては、簡易税率ではなく一般の貨物と同様の税率が適用されます。

- 1 関税が無税又は免税の貨物
- 2 犯罪に係る貨物
- 3 本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物(下表)

| 主な品目例           |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) ミルク、クリーム等   | (12) 石油                   |
| (2) 雑豆          | (13) メントール                |
| (3) 穀物          | (14) 原皮・革                 |
| (4) 穀粉等         | (15) 革製品                  |
| (5) 落花生及びこんにゃく芋 | (16) 繭・生糸                 |
| (6) 豚肉・牛肉の調製品   | (17) ニット製衣類               |
| (7) ココア調製品      | (18) 履物                   |
| (8) 穀物・ミルクの調製品  | (19) 身辺用模造細貨類(卑金属製以<br>外) |
| (9) 調製食料品       | (20) 革製の携帯用時計バンド          |
| (10) たばこ        | (21) 革製の腰掛けの部分品           |
| (11) 精製塩        |                           |